

2016.10.19

品川・生活者ネットワークを代表して意見表明をいたします。2015年度一般会計歳入歳出決算の認定に反対し、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の各歳入歳出決算の認定に賛成いたします。

品川・生活者ネットワークは2015年度最終補正の審議において、余剰金見込みの中から新規基金の文化スポーツ振興基金積立に一気に30億円を積み立てることに正当な理由が見いだせなかったため反対をしました。

また、このたびの決算審議において、関連して、基金の考え方について区の見解を改めて求めました。本来は前年度から繰り越された余剰金は一般財源に繰り入れて、それを必要とする区民のために適正に使われるべきと考えます。基金の必要性は十分理解しますが、2015年度中に基金に積み上げられた総額は98億円であり、一方で民生費の扶助費では不用額が14億円であり、やはり税の使い方として、多くの区民の納得は得られないと考えます。よって一般会計決算の認定には反対します。

2015年度の実質収支は48億円です。この48億円は2016年の決算では繰越金として歳入に計上されます。このお金の扱いについては、地方財政法7条一項に求められる、基金の積立で以外は、弱い立場にいる人々のために使われることを強く要望します。

品川・生活者ネットワークはこれまでも政策の決定過程や、確認・承認の所在を明確にし、公表すべきと主張してきました。今回、決算特別委員会の款別質疑の中でも、同様な意見が出されました。誰があるいはどこが、どのような協議を経て決定に至ったか？という事がうやむやにされてしまっている現状は、区民の暮らしを支えている行政機関としてあってはならないと考えます。決定の経過が不明瞭な現状を早急に見直し、一刻も早く改善されることを求めます。

その意味でも、教育委員会会議録が逐語録となることは一歩前進と評価いたします。

障がい者福祉については、障がい者差別解消法が施行されてから、半年がたった現在もいまだに課題を多く残しています。今回の決算委員会での質疑においても、街のバリア解消のあり方や障がい者福祉施設や教育の現場で、まだまだ差別の意識が残っていることが明らかになりました。区として差別解消に向けた施策を様々行っていることは承知していますが、根本的な意識改革が必要と考えます。そのためにも、こどもの時から障がいの有無に関わらず同じ地域で育ち、同じ場所で遊び学ぶことが本当の意味での差別解消につながると考えます。区の教育施策の中でも一緒に学び育つ環境整備を進めることを要望します。

まだ課題の多い現状では、差別を感じた区民が相談できる機関、それも区の事業とは直接の関係を持たない第三者、且つ人権擁護の専門性を持つ学者や弁護士などが就任する機関の設置を強く求めます。

環境問題については、品川・生活者ネットワークが提案してきた雨水の活用が、少しずつ進んでいることを評価します。区庁舎でもトイレの水として活用されていることを確認しました。雨水を活用する事は、雨水の河川への急激な流入を防いで治水に繋がり、さらには河川の水質改善につながります。今後も雨水活用の推進と啓発を要望します。

羽田飛行ルートの変更について、区はあくまでも国の問題としますが、もし万が一のことが起こった時、区民は「はっきりと反対しなかった品川区の責任」を問うと思います。改めて品川区として反対すべきと主張します。

区立保育園、小中学校の給食の放射能測定検査を継続している品川区の姿勢を、高く評価をします。

成長期の子どもたちの細胞はとても活発であるため、その分、放射線の影響は大人より大きくなります。給食食材の放射性物質を検査することは、子どもたちの成長と健康を守ることに繋がります。

また、検査は「検出せず」を確認することが重要です。その確認を行っているから、もし検出されたときの因果関係が特定できます。福島の農家が大変な努力をしていることは十分承知しています。今や福島県産の物が一番安全ではないか、とまで言われています。しかし、それを裏付けるのは検査しかありません。正しく測って公表し、産地ではなく数値で選ぶことを徹底することが風評被害を防ぐことに繋がります。

今後も、区はその範を示すために給食の放射能検査を継続することを求めます。

最後に、各款別審査で指摘、提案をさせていただいた意見を、予算編成に生かしていただくことを要望して品川・生活者ネットワークの意見表明を終わります。